

令和 7 年度 N A G A N O 農産物輸出拡大事業
(アメリカにおける県産花きの認知度強化・輸出拡大事業) 業務委託
仕様書 (案)

この仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う、令和 7 年度 N A G A N O 農産物輸出拡大事業（アメリカにおける県産花きの認知度強化・輸出拡大事業）業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和 7 年度 N A G A N O 農産物輸出拡大事業
(アメリカにおける県産花きの認知度強化・輸出拡大事業) 業務

2 業務の目的

世界的に大きな花きマーケットであるアメリカの有力バイヤーと国内の花き輸出事業者を招へいし、長野県内の花き産地視察を行うことで、長野県との関係を深め、県産花きの販路拡大につなげる。あわせてアメリカの有力バイヤーに県産花きのサンプルを送付し県産花きの認知度向上を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

4 業務内容

(1) アメリカのバイヤー及び国内花き輸出事業者を招へいした長野県花き産地視察の企画、運営

ア アメリカのバイヤー及び国内花き輸出事業者の旅行等の手配

委託者が指定する花きバイヤー（2 名予定）および国内花き輸出事業者（2 名予定）を長野県へ招へいする。

イ アメリカのバイヤー及び国内花き輸出事業者を招へいした長野県内花き視察の企画、運営

①視察行程の作成

委託者が指定する花き生産者は場を組み込み、長野県の視察行程を作成すること。視察時期、詳細日程および視察同行者は委託者と協議の上決定する。

②視察に係る手配、運営

視察に係る交通手段の手配を行う。必要に応じて適切な人数のスタッフを配置し、円滑に視察が進行するよう運営すること。

(2) アメリカにおける県産花きの認知度向上、P R 活動

ア アメリカのバイヤーへの県産花きのサンプル送付

委託者が指定する花きをアメリカのバイヤーへ送付し、店頭や施設等で展示する。

イ アメリカのバイヤーへの聞き取り調査及びレポートの作成

委託者及び国内輸出事業者と調整の上、アメリカのバイヤーへ送付した花きサンプルについて聞き取りを行い（アメリカの嗜好性、花きの輸送性等）に関してレポートを作成する。

5 スケジュール

以下のとおりとする。詳細は、協議の上決定する。

日程	内容
契約～	視察行程表の作成、海外バイヤーの旅行手配、県内視察に係る手配
10月上旬～中旬	バイヤー招へい、県内視察
以降	県産花きのサンプル送付、アメリカにおける展示手配
令和8年2月	報告書の提出

6 完了検査

- （1）受託者は、本業務完了後、「委託業務完了報告書」を提出すること。
- （2）受託者は、本業務完了後、本業務責任者の立ち合いの上、委託者の検査を受けるものとする。
- （3）受託者は、検査の結果、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

7 業務の実施体制

- （1）業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。
- （2）統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配し、確保すること。また、業務実施体制表を作成し、契約締結後速やかに委託者へ提出すること。
- （3）統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に委託者へ書面で報告すること。

8 対象経費

- （1）本業務委託の対象となる経費は、以下のとおりとする。
 - ア 海外バイヤー（2名予定）および国内花き輸出事業者（2名予定）の県内視察に係る運営費（交通費、人件費等）
 - イ 旅費（打合せ等に係る国内旅費、海外バイヤーの渡航費および長野県への国内旅費、宿泊費）
 - ウ PR活動費（花材費、国内輸送費、国際輸送費、展示費用、パンフレット作成費）
 - エ その他事業実施に必要な経費
- （2）本業務委託の対象とならない経費は、以下のとおりとする。
 - ア 機械、機器等購入経費
 - イ 土地、建物を取得するための経費
 - ウ 施設や設備を改修するための経費
 - エ 委託者の飲食に係る経費
 - オ その他、事業と関連が認められない経費

(3) 一般管理費

対象経費の合計額の10%以内であること。

9 成果品の帰属

(1) 本業務により作成された成果品に関する全ての権利は、受託者が従前有していたものを除き、委託者に帰属する。

著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うこと。

(2) 委託者は成果品について、加工及び二次利用できるものとする。

10 個人情報の取得、保護、管理等

(1) 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に利用してはならない。

(2) 受託者は個人情報の保護に十分注意し、流出、損失を生じないこと。

(3) 受託者は成果品を第三者に閲覧、複写又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

11 再委託

(1) 受託者は、本委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、委託者が書面によりあらかじめ承諾した場合は、この限りでない。

(2) 委託者により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本委託業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

12 その他

(1) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め委託者と協議の上、仕様書変更の承認を得ること。

(2) 本仕様書に定めのない事項及び仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。

(3) 受託者は、本仕様書に記載されていない事項については、委託者の指示に従わなければならない。

(4) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは協議の上、書面によりこれを定める。